

事務連絡
令和6年2月2日

石川県生活環境部 御中

環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室

災害時の建築物解体等における石綿飛散防止対策について（周知）

日頃より大気環境行政の推進について御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害時には、建築物等の倒壊・損壊による石綿含有建材の露出や、建築物等の解体・補修、廃棄物処理に伴って石綿が飛散するおそれがあることから、適切な飛散・ばく露防止措置を講ずる必要があります。

令和6年能登半島地震により損壊した家屋等の解体が本格化することを踏まえ、今般、市町村向けに、災害時の建築物解体等における石綿飛散防止対策に関する資料を作成しましたので、貴県におかれましては、管内市町村に周知いただくなど御活用いただきますようお願いいたします。

環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室
TEL:03-5521-8293（直通）
E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp

災害時の建築物解体等における石綿飛散防止対策について



- 建築物等の解体等工事を行う場合は、「大気汚染防止法」に基づき、石綿含有建材の有無等に係る調査（事前調査）を行い、適切な石綿飛散防止措置を講じる必要があります。
- **被災市町村が解体等工事を発注する場合（公費解体を含む）は、発注時に、請負業者に事前調査や飛散防止措置の実施を求めてください。**

発注

- 被災市町村が解体等工事を発注する場合（公費解体を含む）は、**発注仕様書に事前調査や飛散防止措置の実施について盛り込む**など、元請業者による適切な措置の実施を求めてください。

事前調査

- 解体等工事の元請業者は、建築物等に**石綿含有建材が使用されているか否かの調査（事前調査）**を行い、調査結果を発注者に説明し、都道府県等に報告※します。
※原則、石綿事前調査結果報告システムによる電子報告

工事

- 石綿含有建材が使用されている場合、解体等工事の元請業者は、その種類に応じて、**適切な石綿飛散防止措置**を講じて工事を行います。
【石綿含有建材の種類】
・吹付け石綿※（レベル1） ・石綿含有保温材等※（レベル2）
・石綿含有成形板等（レベル3） ・石綿含有仕上塗材
※都道府県等に届出が必要

完了

- 工事完了後、解体等工事の元請業者は、作業結果を発注者に説明します。

公費解体については、「**公費解体・撤去マニュアル**」を参照
http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/

公費解体の発注仕様書例などは、「**災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル**」を参照（P81～85）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

災害時には、都道府県において、必要に応じて以下の取組も行われます。

- 被災建築物等の**石綿露出等の把握**、飛散・ばく露防止の**応急措置**の実施
- 住民の不安の解消や、解体等工事及び廃棄物処理における石綿飛散防止措置を促す観点から、**モニタリング**等を実施
- 被災により事前調査ができない場合でも、**散水等による飛散防止措置**を講ずるよう指導

詳しくは「**災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル**」を参照

https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

- 大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策に関するお問い合わせ

- ・石川県生活環境部環境政策課（076-225-1463）
- ・環境省水・大気環境局環境汚染対策室（03-5521-8293）

- 公費解体・撤去マニュアルに関するお問い合わせ

- ・石川県生活環境部資源循環推進課（076-225-1471）
- ・環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室（03-5521-8358）
- ・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課（03-5521-8337）

上記の事前調査から工事完了までの流れは、平常時と災害時で共通

詳しくは「**建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル**」を参照

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html